

声 明

(統一教会に対する解散命令請求について)

2023 (令和5) 年10月12日

全国統一教会 (世界平和統一家庭連合) 被害対策弁護団

| | | | | |
|-------|------|-----|----|----|
| 上記弁護団 | 弁護団長 | 弁護士 | 村越 | 進 |
| 同 | 副団長 | 弁護士 | 内田 | 信也 |
| 同 | 副団長 | 弁護士 | 吉岡 | 和弘 |
| 同 | 副団長 | 弁護士 | 紀藤 | 正樹 |
| 同 | 副団長 | 弁護士 | 塚田 | 裕二 |
| 同 | 副団長 | 弁護士 | 荻原 | 典子 |
| 同 | 副団長 | 弁護士 | 植田 | 勝博 |
| 同 | 副団長 | 弁護士 | 山田 | 延廣 |
| 同 | 副団長 | 弁護士 | 平田 | 広志 |
| 同 | 事務局長 | 弁護士 | 山口 | 広 |

外339名

1 統一教会による被害でお悩みの方は、ぜひ当弁護団へご相談ください

本日、盛山正仁文部科学大臣は、文化庁が統一教会について東京地方裁判所に宗教法人の解散命令を請求することを発表しました。これは、政府として、統一教会が「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした」(宗教法人法81条1項1号)と判断したことによるものです。文化庁が、全国の被害者のヒアリングを行うなど統一教会による深刻な被害の実態に向き合い、丁寧な調査を積み重ねた結果に基づいたもので、当弁護団は、その取り組みを高く評価します。

解散命令請求は、統一教会による被害者全員の救済と今後の被害予防に向けた大きな一歩ですが、被害の救済と予防をこれからさらに推し進めていかなければなりません。

当弁護団においては、統一教会に対し、令和5年2月22日以降5次にわたり合計124名の被害者について総額39億円を超える損害賠償請求を行い、集団

交渉を求めており、その一部は集団調停に移っています。これらの被害者の中には、長年にわたる被害を訴えておられるご高齢の方、多額の献金等の被害により経済的に困窮し、今も苦しい生活を余儀なくされている方も大勢おられます。

この度、解散命令が請求されることを知り、統一教会の信者、元信者、それらのご家族の方々などは、様々なお気持ちを抱いていらっしゃると思います。

当弁護団は、引き続き、統一教会に関する相談をお受けし、全力で被害者の救済に取り組んでまいります。現在信者である方も含め、統一教会による被害でお悩みの方は、ぜひ当弁護団にご相談ください。

電話（平日午前10時半～午後3時半）：03-6261-6653

相談フォーム（365日24時間）：<https://www.uchigai.net/#>）。

2 統一教会は速やかに全被害者に対する謝罪と賠償を行ってください

統一教会は、長年にわたり、自らの正体を隠し、自宅訪問や路上にて勧誘を行ってきました。そして、霊界の恐怖や先祖因縁等の話をして、被害者が当時抱いていた悩み事や不安をあおり、統一教会の思考や判断基準をそれと気づかないようにして刷り込ませて、自由な意思決定を妨げた状態で入信を決意させてきました。その結果、物品販売代金や献金などとして多額の金員を支払わせ、被害者とその家族を経済的破綻に追い込むなどの違法行為を繰り返し、深刻で膨大な被害を生み出したのです。

統一教会は、政府の調査によって、長年にわたりこのような違法行為を継続したものと判断され、解散命令が請求されることを重く受け止めるべきです。そして、速やかに、全被害者に対する謝罪と賠償を行うことを改めて強く求めます。

当然ですが、この間、統一教会の違法行為等を指摘した弁護士やジャーナリストなどを被告として、その表現行為の一部を切り取り名誉毀損であるとして提起した多くの不当なスラップ訴訟は、直ちに取り下げるべきです。

3 関係機関は統一教会の財産を保全する措置を講じ、速やかに解散命令を発出してください

この度の解散命令請求は、統一教会による被害者全員の救済と今後の被害予防に結びつくものでなければなりません。しかし、解散命令が確定するまでの間に、

統一教会の財産が隠匿されたり韓国に送られたりすると、被害者の救済が図れなくなり、そうしたことを防ぐため、政府及び国会において、財産保全の特別措置法の制定などの立法上、行政上の措置を速やかに講じてください。

また、裁判所においては、長期にわたり違法行為を継続推進してきた統一教会の組織実態を解明した上で、その組織性、継続性、悪質性を認定し、早期に解散命令を発出してください。

当弁護団一同、統一教会による被害の救済のために引き続き全力を尽くします。

以上